

2019年11月6日

各 位

インフラファンド発行者名
 タカラレーベン・インフラ投資法人
 代表者名 執行役員 菊池 正英
 (コード番号 9281)

管理会社名
 タカラアセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高橋 衛
 問合せ先 代表取締役副社長 兼 菊池 正英
 インフラファンド本部
 投資運用部長
 TEL: 03-6262-6402

国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する管理会社であるタカラアセットマネジメント株式会社（以下「本管理会社」といいます。）は、本日、以下のとおりインフラ資産（以下「取得予定資産」といいます。）の取得及び貸借を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、かかる資産の取得先及び貸借先は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）上の利害関係人等（以下「利害関係人等」といいます。）に該当し、本管理会社の社内規程である「利害関係人等取引規程」上の利害関係人等に該当することから、本管理会社は、投信法及び「利害関係人等取引規程」に基づき、2019年11月6日開催の本投資法人の役員会の同意を取得しています。

記

1. 取得の概要

物件番号	物件名称 (注1)	所在地 (注2)	取得予定価格 (百万円)(注3)	取得先
S-27	LS 桜川1発電所	茨城県桜川市	870	株式会社タカラレーベン
S-28	LS 桜川4発電所	茨城県筑西市	826	株式会社タカラレーベン
S-29	LS 千葉山武東・西発電所	千葉県山武市	2,290	(土地) 株式会社タカラレーベン (発電設備) レーベンソーラー千葉山武合同会社
S-30	LS 長崎諫早発電所	長崎県諫早市	575	株式会社タカラレーベン
S-31	LS 塩谷2発電所	栃木県塩谷郡塩谷町	4,797	株式会社タカラレーベン
S-32	LS 広島三原発電所	広島県三原市	4,500	レーベンソーラー広島三原合同会社
合計			13,858	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧の上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(注1) 「LS」とは、本投資法人が取得する太陽光発電所のシリーズ名である「レーベンソーラー」の略称です。以下同じです。

(注2) 「所在地」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地（複数ある場合にはそのうちの一つ）の登記簿上の記載に基づいて記載しています。ただし、いずれも市町村までの記載をしています。以下同じです。

(注3) 「取得予定価格」は、各取得予定資産に係る売買契約に記載された売買金額（資産取得に関する業務委託報酬等の取得経費、固定資産税、都市計画税、消費税等相当額及びその他手数料等を除きます。）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。以下同じです。

- (1) 売買契約締結日 : 2019年11月6日
- (2) 取得予定日 : 2019年12月2日（引渡決済日）
- (3) 取得先 : 後記「3. 資産取得者等の状況」をご参照ください。
- (4) 取得資金 : 2019年11月6日開催の本投資法人役員会にて決議された新投資口の発行による手取金及び借入金(注)
- (5) 決済方法 : 引渡時に全額支払
- (6) 媒介の有無 : 無

(注) 当該手取金については、本日付で公表の「新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ」を、また当該借入金については、同日付で公表の「資金の借入れに関するお知らせ」をご参照ください。

2. 取得予定資産の内容

(1) 取得予定資産の概要

取得予定資産の個別の概要は、以下の表にまとめたとおりです。なお、表中の各欄における記載事項及び使用されている用語の説明は、別段の記載がない限り、以下のとおりです。なお、時点の注記がないものについては、原則として、2019年10月29日現在の状況を記載しています。

a. 「資産の概要」欄について

- 「特定契約の概要」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における特定契約の内容を記載しています。
- 「発電事業者」は、本日現在における特定契約の当事者のうち同契約に基づき電気の供給を約している者を記載しています。また、「買取電気事業者」、「買取価格」及び「受給期間満了日」は、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の特定契約の内容を記載しています。なお、「買取価格」は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額を記載しています。「買取価格」による特定契約上の発電事業者の収入自体が本投資法人の収入となるわけではありません。
- 「所在地」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地（複数ある場合にはそのうちの一つ）の登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- 「地番」は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- 「用途地域」は、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類又は都市計画法第7条に掲げる区域区分の種類を記載しています。また、都市計画区域に指定されているが都市計画法第7条に掲げる区域区分がなされていないものは「非線引都市計画区域」、都市計画区域に指定されていないものは「都市計画区域外」

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

とそれぞれ記載しています。

- ・ 「面積」は、原則として登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- ・ 土地の「権利形態」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地に関して本投資法人が保有する予定の権利の種類を記載しています。
- ・ 「認定日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における認定を受けた日を記載しています。
- ・ 「供給開始日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が運転（ただし、試運転を除きます。）を開始し、当該時点の特定契約に基づき最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を記載しています。
- ・ 「残存調達期間」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における、当該資産の取得予定日から調達期間満了日までの期間を月単位で切り捨てて記載しています。
- ・ 「調達期間満了日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における調達期間の満了日を記載しています。
- ・ 「調達価格」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における調達価格（ただし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除きます。）を記載しています。
- ・ 「パネルの種類」は、イー・アンド・イソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの発電素子を記載しています。
- ・ 「パネル出力」は、イー・アンド・イソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの最大出力を記載しています。
- ・ 「パネル設置数」は、イー・アンド・イソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの設置枚数を記載しています。
- ・ 「パネルメーカー」は、イー・アンド・イソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールのメーカーを記載しています。
- ・ 「パワーコン供給者」は、イー・アンド・イソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備におけるパワーコンディショナー（以下「PCS」といいます。）のメーカーを記載しています。
- ・ 「EPC 業者」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備の建設に係る工事請負業者を記載しています。
- ・ 「発電出力」は、イー・アンド・イソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備の太陽電池モジュール容量と PCS 容量のいずれか小さい方の数値を記載しています。
- ・ 「想定年間発電電力量」は、発電所稼働初年度、10 年度及び 20 年度の、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値としてイー・アンド・イソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された、各取得予定資産に係る太陽光発電設備についての年間の発電電力量を小数第 3 位を切り捨てて記載しています。ただし、超過確率 P（パーセンタイル）50 は、各取得予定資産に係る発電設備等賃貸借契約に基づき本投資法人が賃借人から受領する最低保証賃料の算定の基礎となる超過確率 P（パーセンタイル）とは異なります。
- ・ 「想定設備利用率」は、発電所稼働初年度、10 年度及び 20 年度の、近傍気象官署における 20 年間の日射

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値としてイー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された、各取得予定資産に係る太陽光発電設備についての年間の想定設備利用率を記載しています。ただし、超過確率 P（パーセンタイル）50 は、各取得予定資産に係る発電設備等賃貸借契約に基づき本投資法人が賃借人から受領する最低保証賃料の算定の基礎となる超過確率 P（パーセンタイル）とは異なります。なお、「想定設備利用率」は、「年間発電量（kWh）÷（当該太陽光発電設備の定格容量（kW）×8,760 時間（h））×100」で表されます。当該計算式で用いられている太陽光発電設備の定格容量は、当該設備に係る各太陽電池モジュールの最大出力にパネル設置枚数を乗じて算出した値です。

- ・ 「架台基礎構造」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備におけるモジュール架台基礎構造を記載しています。
- ・ 設備の「権利形態」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備に関して本投資法人が保有する予定の権利の種類を記載しています。
- ・ 「担保設定の有無」は、各取得予定資産につき、本投資法人が取得後に負担することが予定されている担保の有無を記載しています。
- ・ 「オペレーター」は、各取得予定資産の取得予定日においてオペレーターとなる予定の会社を記載しています。
- ・ 「O&M 業者」は、各取得予定資産の取得予定日において、主要な O&M 業務に関して有効な保守管理契約を締結する予定の業者を記載しています。
- ・ 「特記事項」の記載については、原則として、2019 年 10 月 29 日現在の情報をもとに、個々の資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項に関して記載しています。

b. 「本物件の特徴」について

- ・ 「本物件の特徴」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」、PwC サステナビリティ合同会社作成の「バリュエーションレポート」及びシービーアールイー株式会社作成の「不動産鑑定評価書」の記載等に基づき、また、一部において本管理会社が入手した資料に基づいて、各取得予定資産の基本的性格、特徴、その所在する地域の特性等を記載しています。当該報告書等は、これらを作成した外部の専門家の一定時点における判断と意見にとどまり、その内容の妥当性及び正確性等を保証するものではありません。なお、当該報告書等の作成の時点後の環境変化等は反映されていません。

c. 「過年度の発電状況」について

- ・ 「過年度の発電状況」は、各取得予定資産の前所有者又は現所有者等から提供を受けた数値及び情報（会計監査等の手続は経ていません。）を原則としてそのまま記載したものであり、あくまでも参考情報にすぎず、当該数値又は情報は不完全又は不正確であるおそれがあります。「実績売電量」は、買取電気事業者が発行する「購入電力量のお知らせ」等の明細に記載された購入電力量に基づき、当該月の検針日に計量された電力量のうち単純な日数による日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち単純な日数による日割にて計算した当該月内の電力量の合計額を記載しています。なお、かかる売電量は、日本において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準により規定された指標ではありません。また、本投資法人が採用する会計処理等と同一の方法で算出されたものとは限らず、

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

各取得予定資産について、前提となる状況が本投資法人による取得後も同一とも限りません。
したがって、過年度の発電状況は、将来の発電量と必ずしも一致せず、それらを担保、保証又は予測するものでもなく、場合によっては大幅に乖離する可能性もあります。

(2) 取得の理由

取得予定資産は、本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に適合した再生可能エネルギー発電設備等です。取得予定資産の取得は、本投資法人の資産規模の拡大を図るものであり、また、本投資法人の収益性の向上、及び1口当たりの純利益の増加を目的としたものです。取得予定資産の取得により、2020年5月期において128円の1口あたりの分配金（利益超過分配金は含みません。）の増加が見込まれ、それ以降の期間におきましても、本投資法人の目指すべき配分方針に資すると判断したことから、今回の取得を決定いたしました。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 特定資産の概要

S-27	LS 桜川 1 発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産の賃借権（地上権の賃借権）			
取得予定日	2019年12月2日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備	
取得予定価格	870,000,000円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン
発電所の評価額 (価格時点)	863,000,000円 ～1,127,000,000円 (2019年9月30日)		買取電気事業者	東京電力エナジーパートナー株式会社
土地の鑑定評価額 (価格時点)	16,900,000円 (2019年9月30日)		買取価格	36円/kWh
			受給期間満了日 (注)	2016年12月5日（同日を含む。）から240 月経過後最初の検針日の 前日
所在地	茨城県桜川市上野原地新田字上野			
土地	地番	221番34他7筆	パネルの種類	CIS
	用途地域	市街化調整区域	パネル出力	2,545.92kW
	面積	40,636.00㎡	パネル設置数	14,976枚
	権利形態	地上権の賃借権	パネルメーカー	ソーラーフロンティア株式会社
設備	認定日	2014年3月24日	パワコン供給者	株式会社ダイヘン
	供給開始日	2016年12月5日	EPC業者	日立造船株式会社
	残存調達期間	17年0か月	発電出力	1,990.00kW
	調達期間満了日	2036年12月4日	想定年間発電電力量	初年度 3,106.04MWh
	調達価格	36円/kWh		10年度 2,950.74MWh
				20年度 2,795.44MWh
			想定設備利用率	初年度 13.93%
				10年度 13.23%
		20年度 12.53%		
		架台基礎構造	杭基礎	
		権利形態	所有権	
担保設定の有無	無			

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者	東洋ビルメンテナンス株式会社
リスク管理方針への適合状況	本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクについては当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。		
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。 		

特記事項

・本物件の土地については、地上権者（法人）を賃貸人、株式会社タカラレーベン（以下「タカラレーベン」ということがあります。）を賃借人とする地上権の賃借権が設定され、登記がなされています。本投資法人取得後の地上権賃貸借契約の概要は、以下のとおりです。

（地上権賃貸借契約の概要）

賃貸人：スマート・メガソーラー 1 合同会社

賃借人：本投資法人

存続期間：2017年1月1日から20年間（一部土地のみ2018年10月17日から2036年12月31日まで）

賃料：賃貸人の承諾が得られていないため非開示。

賃料改定：なし。

敷金・保証金：解体費用の保証金を預託済みだが、金額は賃貸人の承諾が得られていないため非開示。

契約更新：なし。

中途解約：賃借人は、天災、地変、暴動その他賃借人の責めに帰すことのできない事由が生じた場合又は賃借人が合理的理由をもって太陽光発電事業を継続することが困難であると判断した場合、賃貸人に対し通知を行うことにより無償で直ちに解約することができる。

優先買取権：なし。

譲渡承諾：賃貸人は、賃借人が、本土地に太陽光発電設備を設置して行う太陽光発電事業を行う目的で賃借権の譲渡等を行うことを承諾している。

・本物件の土地に関する、土地所有者（複数の個人）を地上権設定者、スマート・メガソーラー 1 合同会社を地上権者とする地上権設定契約において、地上権設定者に中途解約権が付与されていますが、当該中途解約権を行使する場合は、中途解約によって地上権者に生じる損害を賠償する責任を負うものとされています。

・本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本日現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。

・本物件に存する排水管及び暗渠管が本物件から北側道路に越境しています。かかる越境については、桜川市長から当該越境

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧の上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

部分の占有に関する許可を取得しています。

- ・本物件の土地と土地の間において、暗渠管が道路及び道路敷に跨って設置されています。かかる敷設については、桜川市長から占有に関する許可を取得しています。
- ・本物件は、タカラレーベンが保有する「LS 桜川2・3 発電所」と併せて取得した林地開発許可に基づき建設されており、当該許可の条件を遵守するため当該発電所と一体的に管理運営されています。

(注) 記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日(以下本(注)にて「計量日」といいます。)を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は茨城県桜川市の北西部、国道 50 号沿いの路線商業地の背後に位置しています。

本物件の南東には、JR 水戸線「大和」駅が、また、東部には北関東自動車道「桜川筑西 IC」があります。

<気象条件>

近傍の気象観測点である、真岡の年間日照時間は 1,930.7 時間であり、全国平均(1,896.5 時間)より長い日照時間となっています。

降雪量は少なく、発電への影響は軽微であると判断されます。また、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはソーラーフロンティア株式会社、パワーコンディショナーは株式会社ダイヘン製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	2018 年 9 月 1 日			
	至 2019 年 8 月 31 日			
実績売電量	2018 年 9 月分	2018 年 10 月分	2018 年 11 月分	2018 年 12 月分
	230,485kWh	241,197kWh	200,020kWh	198,965kWh
	2019 年 1 月分	2019 年 2 月分	2019 年 3 月分	2019 年 4 月分
	260,143kWh	226,980kWh	316,270kWh	323,801kWh
	2019 年 5 月分	2019 年 6 月分	2019 年 7 月分	2019 年 8 月分
	347,691kWh	257,769kWh	273,059kWh	271,542kWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-28	LS 桜川4 発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産の賃借権（地上権の賃借権）			
取得予定日	2019年12月2日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備	
取得予定価格	826,000,000円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン
発電所の評価額 （価格時点）	772,000,000円 ～995,000,000円 （2019年9月30日）		買取電気事業者	東京電力エナジーパートナー株式会社
土地の鑑定評価額 （価格時点）	19,700,000円 （2019年9月30日）		買取価格	36円/kWh
			受給期間満了日 （注）	2016年9月28日 （同日を含む。）から 240月経過後最初の 検針日の前日
所在地	茨城県筑西市蓬田字東原			
土地	地番	423番1他23筆	パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	市街化調整区域	パネル出力	2,421.12kW
	面積	48,746.00㎡	パネル設置数	9,312枚
	権利形態	地上権の賃借権	パネルメーカー	Neo Solar Power Corp. （旧商号：デルソーラー社）
設備	認定日	2014年3月31日	パワコン供給者	富士電機株式会社
	供給開始日	2016年9月28日	EPC業者	株式会社ニカデン 株式会社野口商事
	残存調達期間	16年9か月	発電出力	1,920.00kW
	調達期間	2036年9月27日	想定年間発電電力量	初年度 2,867.55MWh 10年度 2,724.17MWh 20年度 2,580.80MWh
			想定設備利用率	初年度 13.52% 10年度 12.84% 20年度 12.17%
			架台基礎構造	スクリュー型杭基礎

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	満了日			
	調達価格	36 円/kWh	権利形態	所有権
担保設定の有無	無			
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者	東洋ビルメンテナンス株式会社	
リスク管理方針への適合状況	本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクについては当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。			
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。 			
特記事項 <ul style="list-style-type: none"> ・本物件の土地については、地上権者（法人）を賃貸人、タカラレーベンを賃借人とする地上権の賃借権が設定され、登記がなされています。本投資法人取得後の地上権賃貸借契約の概要は、以下のとおりです。 （地上権賃貸借契約の概要） 賃貸人：スマート・メガソーラー 1 合同会社 賃借人：本投資法人 存続期間：2016年 9 月 28 日から 20 年間 賃料：賃貸人の承諾が得られていないため非開示。 賃料改定：なし。 敷金・保証金：解体費用の保証金を預託済みだが、金額は賃貸人の承諾が得られていないため非開示。 契約更新：なし。 中途解約：賃借人は、発電所の設置・建設、太陽光発電事業の運営が困難となった等の理由により、賃借人等が太陽光発電事業を終了するときは、無償で解約することができる。 優先買取権：賃貸人が地上権を譲渡しようとする場合、賃借人が第三者に優先して当該地上権を買い受けることができる。 譲渡承諾：賃貸人は、賃借人が、本土地に太陽光発電設備を設置して行う太陽光発電事業を行う目的で賃借権の譲渡等を行うことを承諾している。 ・本物件の土地と土地の間において、架空配線が道路に跨って設置されています。かかる敷設については、桜川市長から占用に関する許可を取得しています。 				

(注) 記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下本(注)にて

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

「計量日」といいます。)を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は茨城県桜川市と筑西市の市境に位置しています。

本物件の南東には、JR 水戸線「大和」駅が、また、東部には北関東自動車道「桜川筑西 IC」があります。

<気象条件>

最寄の観測所（真岡）の年間日照時間は 1,930.7 時間であり、全国平均（1,896.5 時間）より長い日照時間となっています。

降雪量は少なく、発電への影響は軽微であると判断されます。また、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルは Neo Solar Power Corp.（旧商号：デルソーラー社）、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	2018 年 9 月 1 日			
	2019 年 8 月 31 日			
実績売電量	2018 年 9 月分	2018 年 10 月分	2018 年 11 月分	2018 年 12 月分
	196,847kWh	207,083kWh	181,952kWh	165,827kWh
	2019 年 1 月分	2019 年 2 月分	2019 年 3 月分	2019 年 4 月分
	226,575kWh	200,400kWh	274,480kWh	305,131kWh
	2019 年 5 月分	2019 年 6 月分	2019 年 7 月分	2019 年 8 月分
	351,309kWh	251,813kWh	235,937kWh	278,046kWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-29	LS 千葉県山武東・西発電所		分類	太陽光発電設備等	
資産の概要					
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・不動産			
取得予定日		2019年12月2日	再生可能エネルギー発電設備の種類		太陽光発電設備
取得予定価格		2,290,000,000円	特定契約の概要	発電事業者	レーベンソーラー 千葉県武合同会社
発電所の評価額 (価格時点)		2,096,000,000円 ～2,850,000,000円 (2019年9月30日)		買取電気事業者	東京電力パワーグリッド株式会社
土地の鑑定評価額 (価格時点)		546,000,000円 (2019年9月30日)		買取価格	36円/kWh
所在地		千葉県山武市椎崎字西馬洗台			
土地	地番	1407番他6筆	設備	パネルの種類	CIS
	用途地域	非線引都市計画区域		パネル出力	(東) 2,584.00kW (西) 2,475.20kW
	面積	138,762.00㎡		パネル設置数	(東) 15,200枚 (西) 14,560枚
	権利形態	所有権		パネルメーカー	ソーラーフロンティア株式会社
設備	認定日	(東) 2013年8月2日 (西) 2013年8月2日		パワコン供給者	東芝三菱電機産業システム株式会社
	供給開始日	(東) 2017年3月30日 (西) 2017年3月30日		EPC業者	東芝プラントシステム株式会社
				発電出力	(東) 1,990.00kW (西) 1,990.00kW
				想定年間発電電力量	初年度 (東) 3,132.28MWh (西) 3,007.94MWh 10年度 (東) 2,975.67MWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

					(西) 2,857.54MWh	
				20年度	(東) 2,819.05MWh (西) 2,707.14MWh	
	残存調達期間	(東) 17年3か月 (西) 17年3か月		想定設備利用率	初年度	(東) 13.84% (西) 13.87%
10年度					(東) 13.15% (西) 13.18%	
20年度					(東) 12.45% (西) 12.49%	
	調達期間満了日	(東) 2037年3月29日 (西) 2037年3月29日		架台基礎構造	キャストイン工法 (サンダーパイル工法)	
	調達価格	36円/kWh		権利形態	所有権	
担保設定の有無		無				
オペレーター		株式会社タカラレーベン	O&M業者	東洋ビルメンテナンス株式会社		
リスク管理方針への適合状況		本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクについては当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。				
本資産の公共的性質		<ul style="list-style-type: none"> 発電時において温室効果ガスであるCO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。 				
特記事項						
<ul style="list-style-type: none"> 本物件の土地の一部について、前々々土地所有者と土地譲渡人である山武市との間の土地売買契約（以下本項目において「土地売買契約」といいます。）に基づき、買戻権者を山武市、買戻期間を2016年3月16日から5年間とする買戻特約が登記されています。土地売買契約においては、当該土地を太陽光発電施設用地以外の用に供した場合が買戻事由として定められています。 本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本日現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。 本物件上に存在する排水管及びU字溝が本物件の中央を南北に走る道路に越境しています。かかる越境については、山 						

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

武市長から当該越境部分の占有に関する許可を取得しています。

- ・本物件の中央を南北に走る道路が、実際の境界点よりも本物件側へ後退しており、本物件の一部が公共の用に供されています。なお、当該道路の後退部分については、前土地所有者が管理を行っています。
- ・本物件は、台風 15 号の影響により一時的に発電を停止したのち運転を再開しており、本投資法人の取得予定資産部分に発電の支障となる事由は存在しませんが、本日現在、電力会社の要請により 1 日当たり 1,000kWh までの売電となっています。なお、仮に本投資法人の取得後も当該制限が継続している場合であっても、本投資法人は賃借人から最低保証賃料を得ることができます。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件の存する地域は、千葉県山武市の西部で、JR 総武本線「日向」駅の北東約 1 km の地点に位置し、森林、田畑等を中心として、住宅等が散見される地域です。

<気象条件>

発電所に近傍の気象観測所（横芝光）の年間日照時間は 1,905.8 時間であり、全国平均（1,896.5 時間）と比較して同程度の日照時間となっています。横芝光では積雪についての測定はなされていませんが、最も近傍で積雪データのある銚子におけるデータによれば、降雪量は少なく、発電への影響は軽微であると判断されます。また、風も強くはなく、太陽光発電の実施を阻害する特段の要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはソーラーフロンティア株式会社、パワーコンディショナーは東芝三菱電機産業システム株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	2018 年 9 月 1 日			
	至	2019 年 8 月 31 日			
実績売電量	2018 年 9 月分	2018 年 10 月分	2018 年 11 月分	2018 年 12 月分	
	468,657kWh	393,419kWh	351,150kWh	370,001kWh	
	2019 年 1 月分	2019 年 2 月分	2019 年 3 月分	2019 年 4 月分	
	410,824kWh	383,118kWh	529,326kWh	596,704kWh	
	2019 年 5 月分	2019 年 6 月分	2019 年 7 月分	2019 年 8 月分	
	625,399kWh	532,042kWh	565,669kWh	522,509kWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-30	LS 長崎諫早発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産・地上権			
取得予定日	2019年12月2日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備	
取得予定価格	575,000,000円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン
			買取電気事業者	九州電力株式会社
発電所の評価額 (価格時点)	543,000,000円 ～717,000,000円 (2019年9月30日)		買取価格	27円/kWh
土地の鑑定評価額 (価格時点)	18,300,000円 (2019年9月30日)		受給期間満了日	2017年11月22日から、その日以降最初の検針日が属する月の翌月から起算して240月目の検針日の前日
所在地	長崎県諫早市松里町			
土地	地番	871 番他 19 筆	パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	都市計画区域外	パネル出力	2,022.46kW
	面積	32,131.00㎡	パネル設置数	6,974 枚
	権利形態	地上権・所有権	パネルメーカー	REC Solar Pte. Ltd.
設備	認定日	2016年1月15日	パワコン供給者	SolarEdge Technologies Ltd.
	供給開始日	2017年11月22日	EPC 業者	株式会社 MKG JAPAN
	残存調達期間	17年11か月	発電出力	1,598.40kW
	調達期間満了日	2037年11月21日	想定年間発電電力量	初年度 2,455.15MWh 10年度 2,332.39MWh 20年度 2,209.63MWh
	調達価格	27円/kWh	想定設備利用率	初年度 13.86% 10年度 13.16% 20年度 12.47%
			架台基礎構造	杭基礎
			権利形態	所有権

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

担保設定の有無	無		
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者	株式会社エナジー0 &M
リスク管理方針への適合状況	本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクについては当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。		
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。 		
特記事項	<p>・本物件の土地の一部（以下本特記事項において、「本土」といいます。）については、土地所有者（法人・個人）を地上権設定者、タカラレーベンを地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は、以下のとおりです。</p> <p>（地上権設定契約の概要（法人））</p> <p>地上権設定者：法人</p> <p>地上権者：本投資法人</p> <p>存続期間：2017年5月17日から2038年5月17日まで</p> <p>地代：地上権設定者の承諾が得られていないため非開示。</p> <p>地代改定：なし。</p> <p>敷金・保証金：なし。</p> <p>契約更新：地上権者は、期間の満了90日前までに、期間の満了の翌日から5年間同一条件で延長することを地上権設定者に書面で申し入れることができる。かかる申入れがあった場合、地上権設定者は、応諾可否を当該申入れの日から30日以内に地上権者に回答する。当該期間内に回答がなかった場合、地上権設定者は当該申入れを応諾したものとみなす。</p> <p>中途解約：地上権者は、発電所の設置・建設、太陽光発電事業の運営が困難となった等の理由により、地上権者等が太陽光発電事業を終了するときは、無償で解約することができる。</p> <p>優先買取権：地上権設定者が本土を譲渡しようとする場合、地上権者が第三者に優先して当該土地を買い受けることができる。</p> <p>譲渡承諾：地上権設定者は、地上権者が、本土に太陽光発電設備を設置して行う太陽光発電事業を行う目的で地上権の譲渡等を行うことを承諾している。</p> <p>（地上権設定契約の概要（個人））</p>		

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧の上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2016年4月22日から2038年4月21日まで

地代：支払済み。

地代改定：なし。

敷金・保証金：なし。

契約更新：期間の満了の6か月前までに地上権設定者及び地上権者の一方から本契約を終了させる旨の申し出がない場合は1年間更新される。

中途解約：地上権者は、発電所の設置・建設、太陽光発電事業の運営が困難となった等の理由により、地上権者等が太陽光発電事業を終了するときは、無償で解約することができる。

優先買取権：地上権設定者が本土地を譲渡しようとする場合、地上権者が第三者に優先して当該土地を買い受けることができる。

譲渡承諾：地上権設定者は、地上権者が、本土地に太陽光発電設備を設置して行う太陽光発電事業を行う目的で地上権の譲渡等を行うことを承諾している。

- ・本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本日現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。
- ・本物件の南側及び南西側に存在する排水管、側溝及び集水桝が南側里道及び南西側里道にそれぞれ越境しています。かかる越境については、諫早市長から当該越境部分の占有に関する許可を取得しています。
- ・本物件の土地と土地の間において電気ケーブルが里道に跨って設置されています。かかる敷設については、諫早市長から占有に関する許可を取得しています。
- ・近隣発電所事業者及び諫早市との間で環境保全に関する協定書が締結されています。かかる協定書に基づき、本物件の土地上の太陽光発電設備を譲渡する場合は、事前に諫早市の書面による承諾を要するものとされており、かかる承諾については今後取得する予定です。
- ・本日現在、本物件の土地の一部を事業用地として追加するための再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書を経済産業大臣宛に提出済みですが、再エネ特措法第10条第1項に基づく認定が未了です。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は、長崎県諫早市の南端部で橘湾の近傍に位置しています。

本物件の南側には、国道251号線が横断し、北方6.5kmには島原鉄道線「小野本町」駅があります。

本物件周辺地域は、山林を中心に田畑等が点在しています。

<気象条件>

発電所に近傍の気象観測所（雲仙岳）の年間日照時間は1,444.6時間であり、全国平均（1,896.5時間）と比較して日照時間が短い地域と言えます。雪の影響で使用した気象観測所（長崎）における気象データによれば、降雪量は少なく、発電への影響は軽微であると判断されます。現地では強い風が生じる可能性があり、風荷重には配慮が必要と考えられます。その他の太陽光発電の実施を阻害する特段の要素は認められないものと考えます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<設備> パネルはREC Solar Pte. Ltd.、パワーコンディショナーはSolarEdge Technologies Ltd.製のものを使用しています。				
過年度の発電状況				
対象期間	自	2018年9月1日		
	至	2019年8月31日		
実績売電量	2018年9月分	2018年10月分	2018年11月分	2018年12月分
	164,193kWh	177,707kWh	162,097kWh	133,678kWh
	2019年1月分	2019年2月分	2019年3月分	2019年4月分
	158,489kWh	154,102kWh	208,007kWh	201,946kWh
	2019年5月分	2019年6月分	2019年7月分	2019年8月分
	172,509kWh	191,909kWh	211,680kWh	173,936kWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-31	LS 塩谷 2 発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産			
取得予定日	2019年12月2日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備	
取得予定価格	4,797,000,000円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン
発電所の評価額 (価格時点)	4,509,000,000円 ～6,188,000,000円 (2019年9月30日)		買取電気事業者	東京電力エナジーパートナー株式会社
土地の鑑定評価額 (価格時点)	1,110,000,000円 (2019年9月30日)		買取価格	36円/kWh
			受給期間満了日 (注)	2018年5月1日(同日を含む。)から240 月経過後最初の検針 日の前日
所在地	栃木県塩谷郡塩谷町大字道下字下川原			
土地	地番	1番他16筆	パネルの種類	単結晶シリコン
	用途地域	非線引都市計画区域	パネル出力	11,469.60kW
	面積	145,094㎡	パネル設置数	38,880枚
	権利形態	所有権	パネルメーカー	トリナ・ソーラー・ ジャパン株式会社
設備	認定日	2014年1月28日	パワコン供給者	SUNGROW POWER SUPPLY CO., LTD.
	供給開始日	2018年5月1日	EPC業者	株式会社関電工
	残存調達期間	18年4か月	発電出力	8,910.00kW
	調達期間 満了日	2038年4月30日	想定年 間発電 電力量	初年度 12,974.36MWh 10年度 12,325.64MWh 20年度 11,676.92MWh
	調達価格	36円/kWh	想定設 備利用 率	初年度 12.91% 10年度 12.27% 20年度 11.62%
			架台基礎構造	コンクリート置き基 礎
			権利形態	所有権
	担保設定の有無	無		

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者	株式会社エナジー O&M
リスク管理方針への適合状況	本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクについては当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。		
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。 		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本日現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。 ・本物件の土地に、第三者所有の発電設備の保守管理用の管理事務所（1棟）が存在しています。オペレーターは当該第三者との間で当該建物の所有を目的とする当該建物の敷地に係る使用貸借契約を締結しています。 ・本物件の土地に、東京電力パワーグリッド株式会社所有の送電線路の鉄塔が存在しています。オペレーターは同社との間で当該鉄塔用地に係る使用貸借契約を締結しています。 ・本物件の土地の一部（477.02 m²）について、オペレーターは東京電力パワーグリッド株式会社との間で同社の送電線路架設を目的とした契約を締結しており、建造物の築造及び送電線路に支障となる工作物の設置等が制限されるほか、同社が送電線路の架設及び保守等のために立ち入ることができるとされています。なお、当該送電線路は本物件の太陽光発電設備上を架空しておらず、発電事業に影響はありません。 		

(注) 記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下、本(注)にて「計量日」といいます。）を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

本物件の特徴
<p>物件特性</p> <p><立地></p> <p>本物件は栃木県塩谷郡塩谷町の東部に位置しています。</p> <p>本物件周辺地域は、田畑、戸建住宅、工場等が点在しています。</p> <p><気象条件></p> <p>発電所に近傍の気象観測所（塩谷）の年間日照時間は1,765.7時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）と比較して若干少ない地域と言えます。塩谷では積雪についての測定はなされていませんが、最も近傍で積雪データのある宇都宮におけるデータによれば、降雪量は少なく、発電への影響は軽微であると判断されます。また、風も強くはなく、太陽光</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

発電の実施を阻害する特段の要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはトリナ・ソーラー・ジャパン株式会社、パワーコンディショナーはSUNGROW POWER SUPPLY CO., LTD. 製のものを
使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	2018年9月1日			
	至	2019年8月31日			
実績売電量	2018年9月分	2018年10月分	2018年11月分	2018年12月分	
	858,624kWh	1,035,600kWh	906,936kWh	745,224kWh	
	2019年1月分	2019年2月分	2019年3月分	2019年4月分	
	1,032,312kWh	1,037,232kWh	1,432,368kWh	1,411,176kWh	
	2019年5月分	2019年6月分	2019年7月分	2019年8月分	
	1,717,440kWh	1,210,104kWh	932,736kWh	1,318,968kWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-32	LS 広島三原発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・地上権				
取得予定日	2019年12月2日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	4,500,000,000円	特定契約の概要	発電事業者	レーベンソーラー広島三原合同会社	
発電所の評価額 (価格時点)	4,495,000,000円～ 6,026,000,000円 (2019年9月30日)		買取電気事業者	中国電力株式会社	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	95,000,000円 (2019年9月30日)		買取価格	36円/kWh	
			受給期間満了日 (注1)	2039年2月検針日の前日	
所在地	広島県三原市久井町山中野字今田山				
土地	地番	10327番1他14筆	パネルの種類	多結晶シリコン	
	用途地域	都市計画区域外	パネル出力	11,216.70kW	
	面積	170,220.48㎡	パネル設置数	40,788枚	
	権利形態	地上権(注2)	パネルメーカー	Shanghai JA Solar Technology Co., Ltd	
設備	認定日	2013年11月27日	パワコン供給者	富士電機株式会社	
	供給開始日	2019年2月1日	EPC業者	エフビットコミュニケーションズ株式会社	
	残存調達期間	19年1か月	発電出力	9,599.00kW	
	調達期間満了日	2039年1月31日	想定年間発電電力量	初年度 13,958.04MWh 10年度 13,260.14MWh 20年度 12,562.24MWh	
	調達価格	36円/kWh	想定設備利用率	初年度 14.21% 10年度 13.50% 20年度 12.78%	
			架台基礎構造	杭基礎	
			権利形態	所有権	
	担保設定の有無	無			
	オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M業者	エフビットコミュニケーションズ株式会	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

リスク管理方針への適合状況	本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクについては当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスであるCO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項

- ・本物件の土地については、土地所有者（法人）を地上権設定者、レーベンソーラー広島三原株式会社を地上権者とする地上権が設定され、登記がなされています。なお、地上権者については売主が本投資法人取得前にレーベンソーラー広島三原合同会社へ名称変更登記を行う予定です。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は、以下のとおりです。

（地上権設定契約の概要）

地上権設定者：法人

地上権者：本投資法人

存続期間：2019年2月1日から25年間

地代：地上権設定者の承諾が得られていないため非開示。

地代改定：なし。

敷金・保証金：なし。

契約更新：期間の満了の60日前までに地上権者から地上権設定者へ本契約を終了させる旨の申し出がない場合は1年間更新される。

中途解約：地上権者は、太陽光発電設備が滅失又は重大な部分において毀損した場合、本物件の土地の全部又は一部が滅失又は毀損等し、本件事業の遂行が困難になった場合等は、無償で解約することができる。

優先買取権：なし。

譲渡承諾：地上権設定者は、地上権者が、本土地に太陽光発電設備を設置して行う太陽光発電事業を行う目的で地上権の譲渡等を行うことを承諾している。

- ・本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本日現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。
- ・本物件の配線用管路（埋設）が周囲の里道に越境しています。かかる越境については、三原市長から当該越境部分の占用に関する許可を取得しています。
- ・本物件の土地の一部に設置されている防災調整池について、三原市との間で維持・管理に関する協定書を締結しており、防災調整池の敷地に設定された地上権を第三者に譲渡する場合、三原市の承諾が必要とされています。当該地上権を本投

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

資法人が取得するにあたり、三原市の承諾を取得する予定です。

- ・本物件に存する排水管が本物件から北側隣地に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。
- ・本物件に存する支柱が本物件から北側隣地に越境しています。かかる越境については、撤去により解消する予定です。
- ・本物件に存する放流施設及び排水管が本物件から西側隣接水路に越境しています。かかる越境については、三原市長から当該越境部分の占有に関する許可を取得しています。
- ・本物件に存する土留が本物件から南側隣地に越境しています。書面での越境確認はなされていませんが、本日現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。
- ・本物件の南側隣地に存するコンクリート構築物が南側隣地から本物件に越境しています。かかる越境については、発電事業に影響がないため残置していますが、今後危険が生じるおそれがある場合は、管理者である三原市と協議します。

(注1) 記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下、本(注1)にて「計量日」といいます。）を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

(注2) 本物件の土地の隣接地の一部（約 96.89 ㎡）については、土地1筆ごとに、当該土地の所有者を地役権設定者とし、本物件の土地の一部（調整池設置用地）を要役地とし、水路の設置等を目的とする地役権が設定されています。

本物件の特徴

物件特性

<立地>

三原市は、広島県の南部に位置しています。

本物件及び周辺地域は三原市のほぼ中央に位置し、山林や農地を中心に、戸建住宅が点在する地域です。

<気象条件>

本プロジェクトの事業地の最も近傍に位置する世羅気象観測所（以下「世羅」といいます。）の年間日照時間は1,733.9時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）と比較し日照時間の短い地域であるといえます。世羅では積雪についての測定はなされていませんが、最も近傍で積雪データのある広島におけるデータによれば、降雪量は少なく、発電への影響は軽微であると判断されます。また、風も強くはなく、太陽光発電の実施を阻害する特段の要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはShanghai JA Solar Technology Co.,Ltd、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	2018年9月1日			
	2019年8月31日			
実績売電量	2018年9月分	2018年10月分	2018年11月分	2018年12月分
	—	—	—	—
	2019年1月分	2019年2月分	2019年3月分	2019年4月分
	—	869,400kWh	1,268,100kWh	1,388,900kWh
	2019年5月分	2019年6月分	2019年7月分	2019年8月分
	1,777,300kWh	1,422,700kWh	1,213,500kWh	1,270,600kWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(4) 賃貸借の概要

各取得予定資産について、取得予定日において効力を有する予定の発電設備等賃貸借契約の内容等を記載しています。

「賃借人」、「賃貸借期間」、「賃料」、「敷金・保証金」、「期間満了時の更新について」、「賃料改定について」、「中途解約について」、「違約金」及び「契約更改の方法」は、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の発電設備等賃貸借契約の内容等をそれぞれ記載しています。なお、「最低保証賃料」は、当該発電設備等賃貸借契約に定める各月の最低保証賃料額を、賃貸開始日から起算して1年ごとに合計した各年ごとの合計額を記載しています。

S-27 LS 桜川1 発電所

賃借人	株式会社タカラレーベン
賃貸借期間	2019年12月2日から2039年12月1日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率 P（パーセンタイル）は、超過確率 P（パーセンタイル）75 を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X = 0 + z \times 0.5$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X = (x - y + z) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とし、「z」は、小売電気事業者に対する卸供給に関して当該月に賃借人が小売電気事業者から受領した金額（もしあれば）とする。</p> 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

敷金・保証金	賃借人は、賃貸借期間中初めて賃借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、賃貸借契約に基づく賃借人の賃貸人に対する一切の債務を担保するため、賃貸人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。				
期間満了時の更新について	賃貸人又は賃借人は、当該賃貸借に関する再契約の意向がある場合には、賃貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、賃貸人及び賃借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。				
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、賃借人は、賃貸人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、賃貸人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。				
中途解約について	<ol style="list-style-type: none"> 賃貸人又は賃借人は、その相手方に対して書面で通知の上、賃貸借契約を2029年12月31日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、2029年6月30日（ただし、当該日が賃貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）に相手方に到達しなけばならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。 上記1.に記載する解約可能日を経過した場合、賃貸人及び賃借人は、その後の賃貸借期間中における賃貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。 				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	105,725,021円	105,410,836円	104,873,033円	104,335,229円	103,797,424円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	103,259,583円	102,721,778円	102,183,976円	101,646,171円	101,108,368円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	100,570,562円	100,032,723円	99,494,919円	98,957,115円	98,419,307円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
97,881,507円	97,343,702円	22,148,078円	21,392,897円	21,273,383円	

S-28 LS 桜川4 発電所

賃借人	株式会社タカラレーベン
賃貸借期間	2019年12月2日から2039年12月1日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率 P (パーセント) は、超過確率 P (パーセント) 75 を基準としている。</p> <p>2. 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額 (消費税及び地方消費税別途) とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(1) 実績売電収入 (x) が想定売電収入 (y) 以下の場合</p> $X = 0 + z \times 0.5$ <p>(2) 実績売電収入 (x) が想定売電収入 (y) より多い場合</p> $X = (x - y + z) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とし、「z」は、小売電気事業者に対する卸供給に関して当該月に賃借人が小売電気事業者から受領した金額 (もしあれば) とする。</p> <p>3. 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備 (これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。) に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として賃借人が受領する保険金の金額 (賃借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。)</p> <p>4. 上記 2. に基づき 1 か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。</p>
敷金・保証金	賃借人は、賃貸借期間中初めて賃借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、賃貸借契約に基づく賃借人の賃貸人に対する一切の債務を担保するため、賃貸人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額 (なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。) を交付するものとする。
期間満了時の更新について	賃貸人又は賃借人は、当該賃貸借に関する再契約の意向がある場合には、賃貸借期間満了日の 6 か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、賃貸人及び賃借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、賃借人は、賃貸人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、賃貸人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。
中途解約について	<p>1. 賃貸人又は賃借人は、その相手方に対して書面で通知の上、賃貸借契約を 2029 年 12 月 31 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、2029 年 6 月 30 日 (ただし、当該日が賃貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。) に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、賃貸人及び賃借人は、その後の賃貸借期間中における</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	賃貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	97,601,397円	97,310,631円	96,813,613円	96,316,600円	95,819,584円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	95,322,556円	94,825,511円	94,328,497円	93,831,480円	93,334,465円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	92,837,447円	92,340,423円	91,843,381円	91,346,362円	90,849,346円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
90,352,329円	79,885,207円	19,857,394円	19,746,938円	19,636,491円	

S-29 LS 千葉山武東・西発電所

賃借人	レーベンソーラー千葉山武合同会社
賃貸借期間	2019年12月2日から2039年12月1日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <p>1. 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額に対し以下の処理をした後の金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として、以下の処理をせず、かつ、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率 P（パーセントイル）は、超過確率 P（パーセントイル）75を基準としている。</p> <p>(1) 当該月の実績売電収入の金額に 100 分の 1.4 を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）を控除する。</p> <p>(2) 各営業期間（毎年6月1日から11月末日まで及び12月1日から翌年5月末日までをいう。）の決算期の翌月に限り、賃借人に課せられる当該営業期間の事業税の金額が前号に基づき控除した金額の合計額を超過する場合、その差額を控除する。</p> <p>(3) 各営業期間の決算期（営業期間の末日をいう。）の月に限り、賃借人に課せられる当該営業期間の住民税の均等割額を控除する。</p> <p>2. 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(1) 実績売電収入 (x) が想定売電収入 (y) 以下の場合</p> $X = 0 + z \times 0.5$ <p>(2) 実績売電収入 (x) が想定売電収入 (y) より多い場合</p> $X = (x - y + z) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>該月の想定売電収入の金額とし、「z」は、小売電気事業者に対する卸供給に関して当該月に借借人が小売電気事業者から受領した金額（もしあれば）とする。</p> <p>3. 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。）</p> <p>4. 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。</p>
敷金・保証金	借借人は、賃貸借期間中初めて本件オペレーター（本件設備のオペレーター（本件設備の運営に関する事項を主導的に決定する者として東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則に定める者をいう。）としてのタカラレーベンをいう。）の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、賃貸借契約に基づく借借人の借借人に対する一切の債務を担保するため、借借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	借借人又は借借人は、当該賃貸借に関する再契約の意向がある場合には、賃貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、借借人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、借借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、借借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。
中途解約について	<p>1. 借借人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、賃貸借契約を2029年12月31日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、2029年6月30日（ただし、当該日が借借人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）に相手方に到達しなければならないが、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記1.に記載する解約可能日を経過した場合、借借人及び借借人は、その後の賃貸借期間中における賃貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>
違約金	特になし。
契約更改の方法	特になし。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

最低保証賃料 (注)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	205,917,960円	205,261,648円	204,215,456円	203,169,252円	202,123,078円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	201,076,881円	200,030,680円	198,984,508円	197,938,314円	196,892,138円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	195,845,971円	194,799,777円	193,753,574円	192,707,396円	191,661,207円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
190,615,001円	189,568,831円	84,277,711円	41,661,435円	41,428,953円	

(注) 想定売電収入から、超過確率 P (パーセンタイル) 50 の発電量予測値を基準とした実績売電収入の予想値に 1.4% を乗じた額を控除した数値を記載しています。実際に本投資法人が得られる最低保証賃料は、前記「賃貸借の概要」の「賃料」に記載の計算を行って得られた賃料となります。

S-30 LS 長崎諫早発電所

賃借人	株式会社タカラレーベン
賃貸借期間	2019年12月2日から2039年12月1日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <p>1. 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額とする。ただし、出力抑制により実績売電収入が減少し、想定売電収入を下回る場合は、想定売電収入から当該月に行われた出力抑制により実績売電収入が減少した金額として以下に定める方法により算出する金額（以下「無補償出力抑制調整額」といいます。）を控除した残額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、想定売電収入を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率 P (パーセンタイル) は、超過確率 P (パーセンタイル) 75 を基準としている。また、想定売電収入は、無補償の出力抑制を考慮せずに算出した想定発電量を基礎として算出している。</p> <p>上記において、「無補償出力抑制調整額」とは、各月について以下(a)及び(b)の算定式により算出される金額のうちいずれか低い方の金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(a) 想定売電収入 - 実績売電収入</p> <p>(b) 出力抑制時想定売電収入</p> <p>上記において、「出力抑制時想定売電収入」は、当該月について、以下の算定式により算出される数値とする。</p> <p>出力抑制時想定売電収入 = 出力抑制時想定発電量 × 本件調達価格</p> <p>出力抑制時想定発電量 = 当該月に実施された出力抑制の時間 (分) × 1分当たりの当月想定発電量</p> <p>1分当たりの当月想定発電量 = 当該月の想定発電量 ÷ 当該月の日照時間 (分) (イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載される雲仙岳の気象データの平年値としての日照時間)</p> <p>2. 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とす</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>る。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(1) 実績売電収入 (x) が想定売電収入 (y) 以下の場合 $X=0+z\times 0.5$</p> <p>(2) 実績売電収入 (x) が想定売電収入 (y) より多い場合 $X=(x-y+z)\times 0.5$</p> <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とし、「z」は、小売電気事業者に対する卸供給に関して当該月に借借人が小売電気事業者から受領した金額（もしあれば）とする。</p> <p>3. 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金をいう。</p> <p>4. 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。</p>
敷金・保証金	借借人は、賃貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、賃貸借契約に基づく借借人の借借人に対する一切の債務を担保するため、借借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	借借人又は借借人は、当該賃貸借に関する再契約の意向がある場合には、賃貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、借借人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、借借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、借借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。
中途解約について	<p>1. 借借人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、賃貸借契約を2029年12月31日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は2029年6月30日（ただし、当該日が借借人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記1.に記載する解約可能日を経過した場合、借借人及び借借人は、その後の賃貸借期間中における賃貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>
違約金	特になし。
契約更改の方法	特になし。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
最低保証賃料 (注)	63,230,351円	63,030,773円	62,710,715円	62,390,656円	62,070,598円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	61,750,541円	61,430,482円	61,110,424円	60,790,369円	60,470,309円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	60,150,248円	59,830,190円	59,510,134円	59,190,078円	58,870,018円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
	58,549,959円	58,229,904円	57,118,044円	17,063,636円	16,968,804円

(注) 取得予定資産のうち、出力抑制に関して指定ルールが適用されるLS長崎諫早発電所については、出力抑制が実施された場合、最低保証賃料が無補償出力抑制調整額だけ減額されます。

S-31 LS 塩谷2発電所

賃借人	株式会社タカラレーベン
賃貸借期間	2019年12月2日から2039年12月1日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率P（パーセントイル）は、超過確率P（パーセントイル）75を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X = 0 + z \times 0.5$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X = (x - y + z) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とし、「z」は、小売電気事業者に対する卸供給に関して当該月に賃借人が小売電気事業者から受領した金額（もしあれば）とする。</p> 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるもの

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	とする。				
敷金・保証金	賃借人は、賃貸借期間中初めて賃借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、賃貸借契約に基づく賃借人の賃貸人に対する一切の債務を担保するため、賃貸人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。				
期間満了時の更新について	賃貸人又は賃借人は、当該賃貸借に関する再契約の意向がある場合には、賃貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、賃貸人及び賃借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。				
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、賃借人は、賃貸人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、賃貸人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。				
中途解約について	<p>1. 賃貸人又は賃借人は、その相手方に対して書面で通知の上、賃貸借契約を2029年12月31日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、2029年6月30日（ただし、当該日が賃貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記1.に記載する解約可能日を経過した場合、賃貸人及び賃借人は、その後の賃貸借期間中における賃貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	445,268,582円	443,965,502円	441,716,709円	439,467,913円	437,219,102円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	434,970,311円	432,721,515円	430,472,723円	428,223,927円	425,975,114円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	423,726,323円	421,477,524円	419,228,714円	416,979,922円	414,731,125円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
412,482,336円	410,233,537円	407,984,726円	224,227,652円	89,663,805円	

S-32 LS 広島三原発電所

賃借人	レーベンソーラー広島三原合同会社
賃貸借期間	2019年12月2日から2039年12月1日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <p>1. 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額に対し以下の処理をした後の金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として、以下の処理</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>をせず、かつ、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率 P（パーセントイル）は、超過確率 P（パーセントイル）75 を基準としている。</p> <p>(1) 当該月の実績売電収入の金額に 100 分の 1.4 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り捨て）を控除する。</p> <p>(2) 各営業期間（毎年 6 月 1 日から 11 月末日まで及び 12 月 1 日から翌年 5 月末日までをいう。）の決算期の翌月に限り、賃借人に課せられる当該営業期間の事業税の金額が前号に基づき控除した金額の合計額を超過する場合、その差額を控除する。</p> <p>(3) 各営業期間の決算期（営業期間の末日をいう。）の月に限り、賃借人に課せられる当該営業期間の住民税の均等割額を控除する。</p> <p>2. 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(1) 実績売電収入 (x) が想定売電収入 (y) 以下の場合 $X = 0 + z \times 0.5$</p> <p>(2) 実績売電収入 (x) が想定売電収入 (y) より多い場合 $X = (x - y + z) \times 0.5$</p> <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とし、「z」は、小売電気事業者に対する卸供給に関して当該月に賃借人が小売電気事業者から受領した金額（もしあれば）とする。</p> <p>3. 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。）</p> <p>4. 上記 2. に基づき 1 か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。</p>
敷金・保証金	賃借人は、賃貸借期間中初めてオペレーターの各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、賃貸借契約に基づく賃借人の賃借人に対する一切の債務を担保するため、賃借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	賃借人又は賃借人は、当該賃貸借に関する再契約の意向がある場合には、賃貸借期間満了日の 6 か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、賃借人及び賃借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定に	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、賃借人は、賃借人の要請に従い、売電先の

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ついて	変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、貸借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。				
中途解約について	<p>1. 貸借人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸借借契約を 2029 年 12 月 31 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、2029 年 6 月 30 日（ただし、当該日が貸借人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）に相手方に到達しなければならないが、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸借人及び借借人は、その後の貸借借期間中における貸借借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料 (注)	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	478,259,324 円	476,689,066 円	474,282,901 円	471,876,736 円	469,470,567 円
	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
	467,064,403 円	464,658,240 円	462,252,074 円	459,845,907 円	457,439,774 円
	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目
	455,033,609 円	452,627,447 円	450,221,281 円	447,815,115 円	445,408,948 円
	16 年目	17 年目	18 年目	19 年目	20 年目
443,002,782 円	440,596,619 円	438,190,452 円	435,784,286 円	134,125,903 円	

(注) 想定売電収入から、超過確率 P (パーセンタイル) 50 の発電量予測値を基準とした実績売電収入の予想値に 1.4% を乗じた額を控除した数値を記載しています。実際に本投資法人が得られる最低保証賃料は、前記「貸借借の概要」の「賃料」に記載の計算を行って得られた賃料となります。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(5) バリュエーションレポートの概要

本投資法人が、投信法等の諸法令、一般社団法人投資信託協会の定める諸規則並びに本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準に基づき、PwC サステナビリティ合同会社に各取得予定資産の価格評価を委託し作成された各「バリュエーションレポート」の概要を記載しています。「非課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法の導管性要件を満たすことで、分配金の損金算入が可能な期間を意味し、「課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法上の導管性要件を満たすことができない期間を意味します。「課税期間」は、2036年6月1日から開始します。当該各価格評価は、一定時点における評価者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性、正確性及び当該評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、価格評価を行ったPwC サステナビリティ合同会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

また、評価機関の位置付け及び責任は以下のとおりです。

- ① 評価機関の評価業務は保証業務に該当せず、評価機関は評価額について何ら保証するものではありません。
- ② 評価額は評価機関から入手した「バリュエーションレポート」に基づき、本投資法人の責任により投資家に向けて開示されるものであり、評価機関は投資家に対していかなる義務・責任も負いません。
- ③ 評価の前提となる情報及び資料については、本管理会社から提供を受けたものを利用し、評価機関はその内容の真実性・正確性・網羅性について検証等の義務を負っていません。

S-27 LS 桜川 1 発電所

評価価値	863,000,000円～1,127,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2019年9月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	863,000,000円 ～1,127,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値。割引率は、類似法人のベータを利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して算定された数値。課税期間については1.0～5.0%、非課税期間については1.3～5.0%
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	845,000,000円 ～1,289,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株主価値を算出する方法（類似取引法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	—	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-28 LS 桜川4 発電所

評価価値	772,000,000円～995,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2019年9月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	761,000,000円 ～995,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値。割引率は、類似法人のベータを利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して算定された数値。課税期間については1.0～5.0%、非課税期間については1.3～5.0%
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	772,000,000円 ～1,178,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株主価値を算出する方法（類似取引法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	—	

S-29 LS 千葉山武東・西発電所

評価価値	2,096,000,000円～2,850,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2019年9月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	2,096,000,000円 ～2,850,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値。割引率は、類似法人のベータを利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して算定された数値。課税期間については

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

		1.0～5.0%、非課税期間については1.3～5.0%
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	1,877,000,000円 ～2,862,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株主価値を算出する方法（類似取引法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		—

S-30 LS 長崎諫早発電所

評価価値	543,000,000円～717,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2019年9月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	543,000,000円 ～717,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値。割引率は、類似法人のベータを利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して算定された数値。課税期間については1.0～5.0%、非課税期間については1.3～5.0%
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	518,000,000円 ～790,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株主価値を算出する方法（類似取引法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		—

S-31 LS 塩谷2発電所

評価価値	4,509,000,000円～6,188,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2019年9月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

評価価値	4,509,000,000円 ～6,188,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値。割引率は、類似法人のベータを利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して算定された数値。課税期間については1.0～5.0%、非課税期間については1.3～5.0%
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	4,172,000,000円 ～6,363,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株主価値を算出する方法（類似取引法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		—

S-32 LS 広島三原発電所

評価価値	4,495,000,000円～6,026,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2019年9月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	4,495,000,000円 ～6,026,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値。割引率は、類似法人のベータを利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して算定された数値。課税期間については1.0～5.0%、非課税期間については1.3～5.0%
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	4,338,000,000円 ～6,616,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株主価値を算出する方法（類似取引法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(6) 不動産鑑定評価書の概要

本投資法人が、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号。その後の改正を含みます。）並びに国土交通省の定める不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項に基づき、シービーアールイー株式会社に各取得予定資産の土地の鑑定評価を委託し作成された各不動産鑑定評価書の概要を記載しています。当該各不動産鑑定評価は、一定時点における評価者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、不動産鑑定評価を行ったシービーアールイー株式会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

S-27 LS 桜川 1 発電所

鑑定評価額（土地）	16,900,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2019 年 9 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	927,000,000 円	—
割引率	4.2%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	—
原価法による積算価格 （設備及び土地）	594,000,000 円	—
土地積算価格比	1.83%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

S-28 LS 桜川 4 発電所

鑑定評価額（土地）	19,700,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2019 年 9 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	818,000,000 円	—
割引率	4.1%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—%	—
原価法による積算価格	543,000,000 円	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(設備及び土地)		
土地積算価格比	2.41%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		—

S-29 LS 千葉山武東・西発電所

鑑定評価額 (土地)	546,000,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2019年9月30日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 (設備及び土地)	2,320,000,000 円	—
割引率	4.0%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	11.0%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	1,570,000,000 円	—
土地積算価格比	23.51%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		—

S-30 LS 長崎諫早発電所

鑑定評価額 (土地)	18,300,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2019年9月30日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 (設備及び土地)	597,000,000 円	—
割引率	4.2%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	—
原価法による積算価格 (設備及び土地)	426,000,000 円	—
土地積算価格比	3.07%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		—

S-31 LS 塩谷2発電所

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

鑑定評価額（土地）	1,110,000,000円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2019年9月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 (設備及び土地)	5,020,000,000円	—
割引率	4.0%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	9.5%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	2,960,000,000円	—
土地積算価格比	22.12%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

S-32 LS 広島三原発電所

鑑定評価額（土地）	95,000,000円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2019年9月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 (設備及び土地)	4,890,000,000円	—
割引率	4.0%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	—
原価法による積算価格 (設備及び土地)	3,800,000,000円	—
土地積算価格比	1.94%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(7) インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要

本投資法人が、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社に委託し作成された各取得予定資産の収益性に係る意見書の概要を記載しています。当該各意見書は、一定時点における作成者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。当該意見書の作成を行ったイー・アンド・イーソリューションズ株式会社と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

なお、「LS 桜川1発電所」、「LS 桜川4発電所」、「LS 千葉県武東・西発電所」、「LS 長崎諫早発電所」及び「LS 塩谷2発電所」については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則上当該意見書の取得が不要とされる基準を満たしているため、当該意見書を取得していません。

S-32 LS 広島三原発電所

意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては、500件以上、合計出力容量約3.5GWの業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。
意見書記載者の独立性に係る説明	本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もない。 また、上記に関する受注業務は第三者的立場からの評価・助言に係るものであり、特定の組織または事業を利する性格のものではない。 イー・アンド・イーソリューションズ株式会社の親会社であるDOWAエコシステム株式会社及び持株会社であるDOWAホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。 以上より、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社は投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有していると言える。
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	本発電所は、2012年7月に施行された旧再エネ特措法第6条第7項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、2013年11月27日付で設備認定を受けている（経済産業省 2013 中国再エネ認第 1087 号：設備 A666135F34）。 また、2018年10月22日付で中国電力株式会社との間に「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」が締結されている。
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	本発電所の実績売電収益について、当該発電所により開示された発電記録に基づき、2019年2月から2019年7月までの実績売電収益について確認した。
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	本発電所は既に稼働済みであり、2019年2月に収益が確認され、その後も発電が継続している。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<p>利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）</p>	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び2年目の「$P75 + (P50 - P75) \times 50\%$」を採用している。費用の計上については、太陽光発電所の稼働及び維持管理に必要となる主な費用項目については、O&M費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス／装置や人員等の費用）、償却資産税、減価償却費用等が想定される。上記の収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、2019年12月より利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。</p>
<p>将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明</p>	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下において中国電力株式会社との間に締結された「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」に基づき電力の受給開始後20年間での固定価格での買取が決定している（ただし、同法第3条8号等の場合はその限りではない）。</p> <p>本事業において使用されているモジュールはシリコン結晶系のものであり、米国エネルギー省研究機関であるNREL(National Renewable Energy Laboratory)によれば一般的な出力劣化率は年間-0.5%程度と言われている。</p> <p>PCSについては、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されていることから、PCSの性能劣化については大きな劣化が生じることは想定しがたい。変圧器、系統接続機器類についても特に性能劣化が懸念される点はない。</p> <p>機器の故障については、保険が付保されているのに加え、定期的な点検や部品交換が行われること、O&Mにおいて対応されることから、安定性に対する影響は軽微であると判断される。</p> <p>立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。</p> <p>上記より、系統連系（売電）開始後20年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(8) 地震評価報告書の概要

本投資法人は、運用資産を取得する際のデュー・ディリジェンスの一環として、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社に依頼し、地震リスク分析の評価を行っています。当該分析は、設計図書、仕様書等をもとに、震動による被害、液状化による被害、津波による被害を考慮した総合的な評価結果に基づき、地震による太陽光発電設備の PML 値（予想最大損失率）（注）を算定しています。同社作成の「地震・津波リスク評価報告書－ PML 評価（Phase 1）－」に記載された各取得予定資産に係る発電設備の PML 値は、下表のとおりです。地震リスク評価報告書の記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。

なお、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件番号	物件名称	地震リスク評価報告書	
		調査業者	PML 値（注） （％）
S-27	LS 桜川 1 発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.2
S-28	LS 桜川 4 発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.2
S-29	LS 千葉山武東・西発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.5
S-30	LS 長崎諫早発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.1 未満
S-31	LS 塩谷 2 発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.4
S-32	LS 広島三原発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.2

（注）「PML 値」とは、対象施設あるいは施設群に対して最大級の損失をもたらすと考えられる、今後 50 年間に超過確率が 10%となる地震動（再現期間 475 年相当の地震動）が発生し、その場合の 90%非超過確率に相当する物的損失額の再調達価格に対する割合をいいます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 資産取得者等の状況

(1) 取得先（兼賃借人兼発電事業者）の概要

取得予定資産の取得先（兼賃借人兼発電事業者）は、株式会社タカラレーベン、レーベンソーラー千葉山武合同会社及びレーベンソーラー広島三原合同会社であり、各売主の概要は以下のとおりです。

名 称	株式会社タカラレーベン
所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 島田 和一
事業内容	首都圏を中心に新築分譲マンションの販売を行っています。2013年にメガソーラー事業を開始しており、それまでの太陽光発電マンションの開発により培った高い事業運営ノウハウを生かし、開発済の資産は、2019年9月末時点で、32の太陽光発電所（合計101.8MW）に至っています。当該運營業務に携わる人員は2019年9月末現在9名存在し、そのうち責任者の地位にある者は、2年以上の管理運營業務経験を有しています。
資 本 金	4,819百万円（2019年6月30日現在）
設 立 年 月 日	1972年9月21日
純 資 産	45,159百万円（2019年6月30日現在）
総 資 産	194,603百万円（2019年6月30日現在）
大株主及び持株比率 (2019年3月31日現在)	1. 村山 義男 25,633千株(23.64%) 2. 株式会社タカラレーベン 12,587千株(10.40%) 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 4,806千株(4.43%)
投資法人・管理会社と当該会社の関係	
資 本 関 係	当該会社は、2019年11月6日現在において、本投資法人の発行済投資口数の14.2%の投資口を保有しています。また、当該会社は、本管理会社の親会社（出資割合100%）であり、投信法に定める利害関係人等に該当します。
人 的 関 係	当該会社より本管理会社に1名出向しています。本管理会社の取締役1名、監査役1名が兼職しています。
取 引 関 係	当該会社は、本投資法人及び本管理会社に対して出資をしています。本投資法人との間で、各取得予定資産に関し、発電設備等賃貸借契約を締結しています。また、本投資法人及び本管理会社との間で、スポンサーサポート契約及び商標使用許諾契約を締結しています。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、本投資法人の関連当事者に該当します。また、上記のとおり、当該会社は投信法に定める本管理会社の利害関係人等に該当します。

名 称	レーベンソーラー千葉山武合同会社
所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
代表者の役職・氏名	代表社員 ME一般社団法人 職務執行者 塩月雄二
事業内容	太陽光発電事業。太陽光発電所の開発、管理、運営。
資 本 金	1万円（2019年10月31日現在）

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

設 立 年 月 日	2014年11月7日
純 資 産	▲1百万円 (2019年9月30日現在)
総 資 産	1,577百万円 (2019年9月30日現在)
大株主及び持株比率 (2019年10月31日現在)	ME一般社団法人(100%)
投資法人・管理会社と当該会社の関係	
資 本 関 係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、資本関係はありません。
人 的 関 係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、人的関係はありません。
取 引 関 係	本投資法人との間で、LS 千葉山武東・西発電所に関し、発電設備等賃貸借契約を締結しています。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	売主は、本投資法人・本管理会社の関連当事者に該当しませんが、当該会社は本管理会社の社内規程である利害関係人等取引規程に定める利害関係人等に該当します。

名 称	レーベンソーラー広島三原合同会社
所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビルディング16階
代表者の役職・氏名	代表社員 ME一般社団法人 職務執行者 塩月雄二
事 業 内 容	運用資産としての太陽光発電施設の取得、保有及び売却。太陽光発電施設の発電及び売電事業運営。
資 本 金	30万円 (2019年10月31日現在)
設 立 年 月 日	2015年12月25日 (組織変更年月日: 2019年9月24日)
純 資 産	▲50百万円 (2019年9月30日現在)
総 資 産	4,463百万円 (2019年9月30日現在)
大株主及び持株比率 (2019年10月31日現在)	ME一般社団法人(100%)
投資法人・管理会社と当該会社の関係	
資 本 関 係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、資本関係はありません。
人 的 関 係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、人的関係はありません。
取 引 関 係	本投資法人との間で、LS 広島三原発電所に関し、発電設備等賃貸借契約を締結しています。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	売主は、本投資法人・本管理会社の関連当事者に該当しませんが、当該会社は本管理会社の社内規程である利害関係人等取引規程に定める利害関係人等に該当します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(2) 資産取得者等の状況

特別な利害関係にある者からの資産の取得は以下のとおりです。

① LS 桜川1 発電所

	前所有者（前（転）借地権者）	前々所有者（（転）借地権設定者）
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注1）	—
取得時期（注2）	2017年1月及び2018年10月（地上権の賃借権設定） 2016年12月（発電設備新設）	—

（注1）地上権の賃借権の設定は無償で行われており、また、発電設備については、前々所有者がいないため、記載を省略しています。

（注2）土地については、前（転）借地権者による（転）借地権設定日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、設備が運転を開始し、再生可能エネルギー電気の供給が可能な状態にするための工事における引渡日（複数ある場合は最も遅い日）を記載しています。

② LS 桜川4 発電所

	前所有者（前（転）借地権者）	前々所有者（（転）借地権設定者）
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注1）	—
取得時期（注2）	2016年9月（地上権の賃借権設定） 2016年10月（発電設備新設）	—

（注1）地上権の賃借権の設定は無償で行われており、また、発電設備については、前々所有者がいないため、記載を省略しています。

（注2）土地については、前借地権者による借地権取得日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、設備が運転を開始し、再生可能エネルギー電気の供給が可能な状態にするための工事における引渡日（複数ある場合は最も遅い日）を記載しています。

③ LS 千葉山武東・西発電所

	前所有者（前（転）借地権者）	前々所有者（（転）借地権設定者）
会社名	（土地）株式会社タカラレーベン （発電設備）レーベンソーラー千葉山武合同会社	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	株式会社タカラレーベンは、本管理会社の主要株主に該当します。レーベンソーラー千葉山武合同会社は、本管理会社の社内規程である利害関係人等取引規程に定める利害関係人等に該当します。	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注1）	—
取得時期 （注2）	2018年3月（土地所有権取得） 2017年3月（発電設備新設）	—

（注1）前所有者又は前（転）借地権者の取得時期、借地権設定時期又は転借地権設定時期がいずれも本日現在から1年以内ではないため、記載を省略しています。

（注2）土地については、前所有者による所有権取得日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、設備が運転を開始し、再生可能エネルギー電気の供給が可能な状態にするための工事における引渡日（複数ある場合は最も遅い日）を記載しています。

④ LS 長崎諫早発電所

	前所有者（前（転）借地権者）	前々所有者（（転）借地権設定者）
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備運用目的で取得	—
取得価格	—（注1）	—
取得時期 （注2）	2018年8月（地上権取得）及び2019年5月（土地所有権取得） 2018年8月（発電設備取得）	—

（注1）一部土地については、前々所有者による開示について承諾を得られていないため、また、その他の土地及び発電設備については、前所有者の取得時期が本日現在から1年以内ではないため、記載を省略しております。なお、一部土地の前所有者の所有期間は1年未満であるものの、第三者機関によって算出された評価額を考慮して決定した本投資法人の取得価格は、前所有者の取得価格と比較して妥当性のあるものと考えています。

（注2）土地については、前借地権者による借地権取得日及び前所有者による所有権取得日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、前所有者による取得日を記載しています。

⑤ LS 塩谷2発電所

	前所有者（前（転）借地権者）	前々所有者（（転）借地権設定者）
会社名	株式会社タカラレーベン	合同会社ACMP3（注1）
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	本管理会社の主要株主に該当する株式会社タカラレーベンが100%持分を保有する合同会社
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得
取得価格	—（注2）	—（注2）
取得時期 （注3）	2017年6月（土地所有権取得） 2018年4月（発電設備新設）	2015年6月、2016年8月

（注1）2017年6月20日付で株式会社タカラレーベンに吸収合併されています。なお、前々々所有者（土地）は本管理会社の利害関係人等ではありません。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧の上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(注2) 前所有者又は前(転)借地権者の取得時期、借地権設定時期又は転借地権設定時期がいずれも本日現在から1年以内ではないため、記載を省略しています。

(注3) 土地については、前所有者又は前々所有者による所有権取得日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、設備が運転を開始し、再生可能エネルギー電気の供給が可能な状態にするための工事における引渡日(複数ある場合は最も遅い日)を記載しています。

⑥ LS 広島三原発電所

	前所有者(前(転)借地権者)	前々所有者((転)借地権設定者)
会社名	レーベンソーラー広島三原合同会社	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の社内規程である利害関係人等取引規程に定める利害関係人等に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—(注1)	—
取得時期(注2)	2016年4月、2018年2月及び2018年5月(地上権設定) 2019年1月(発電設備新設)	—

(注1) 地上権の設定は無償で行われており、また、発電設備については、前々所有者がいないため、記載を省略しています。

(注2) 土地については、前借地権者による借地権設定日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、設備が運転を開始し、再生可能エネルギー電気の供給が可能な状態にするための工事における引渡日(複数ある場合は最も遅い日)を記載しています。

4. 今後の見通し

2020年5月期(第9期)(2019年12月1日～2020年5月31日)、2020年11月期(第10期)(2020年6月1日～2020年11月30日)及び2021年5月期(第11期)(2020年12月1日～2021年5月31日)の運用状況の予想については、本日付「2020年5月期(第9期)及び2020年11月期(第10期)の運用状況の予想の修正並びに2021年5月期(第11期)の運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照ください。なお、2019年7月12日付で公表した2019年11月期(第8期)(2019年6月1日～2019年11月30日)の運用状況の予想については、変更はありません。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://tif9281.co.jp/>

<添付資料>

参考資料 取得予定資産取得後のポートフォリオ一覧

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

参考資料 取得予定資産取得後のポートフォリオ一覧

保有資産及び取得予定資産の所在地、価格、比率及び取得（予定）日は、以下のとおりです。

物件 番号	物件名称	所在地	価格 (百万円) (注1)	比率 (%) (注2)	取得（予定）日
S-01	LS 塩谷発電所	栃木県塩谷郡塩谷町	1,403	3.0	2016年6月2日
S-02	LS 筑西発電所	茨城県筑西市	598	1.3	2016年6月2日
S-03	LS 千葉若葉区発電所	千葉県千葉市	353	0.8	2016年6月2日
S-04	LS 美浦発電所	茨城県稲敷郡美浦村	620	1.3	2016年6月2日
S-05	LS 霧島国分発電所	鹿児島県霧島市	1,029	2.2	2016年6月2日
S-06	LS 匝瑳発電所	千葉県匝瑳市	723	1.6	2016年6月2日
S-07	LS 宮城大郷発電所	宮城県黒川郡大郷町	911	2.0	2016年6月2日
S-08	LS 水戸高田発電所	茨城県水戸市	1,089	2.4	2016年6月2日
S-09	LS 青森平内発電所	青森県東津軽郡平内町	815	1.8	2016年6月2日
S-10	LS 利根布川発電所	茨城県北相馬郡利根町	1,366	3.0	2016年6月2日
S-11	LS 神栖波崎発電所	茨城県神栖市	524	1.1	2017年2月7日
S-12	LS つくば房内発電所	茨城県つくば市	1,036	2.2	2017年6月1日
S-13	LS 鉾田発電所	茨城県鉾田市	780	1.7	2017年6月1日
S-14	LS 那須那珂川発電所	栃木県那須郡那珂川町	9,095	19.7	2017年6月1日
S-15	LS 藤岡 A 発電所	栃木県栃木市	300	0.7	2017年6月1日
S-16	LS 稲敷荒沼 1 発電所	茨城県稲敷市	1,128	2.4	2017年6月1日
S-17	LS 藤岡 B 発電所	栃木県栃木市	1,246	2.7	2017年6月1日
S-18	LS 稲敷荒沼 2 発電所	茨城県稲敷市	498	1.1	2017年6月1日
S-19	LS 桜川下泉発電所	茨城県桜川市	1,128	2.4	2017年12月1日
S-20	LS 福島矢祭発電所	福島県東白川郡矢祭町	547	1.2	2017年12月1日
S-21	LS 静岡御前崎発電所	静岡県御前崎市	519	1.1	2018年2月28日
S-22	LS 三重四日市発電所	三重県四日市市	824	1.8	2018年6月1日
S-23	LS 桜川中泉発電所	茨城県桜川市	1,178	2.6	2018年6月1日
S-24	LS 白浜発電所	和歌山県西牟婁郡上富田町	3,236	7.0	2018年6月1日
S-25	LS 高萩発電所	茨城県高萩市	502	1.1	2018年6月1日
S-26	LS 飯能美杉台発電所	埼玉県飯能市	758	1.6	2019年6月28日
S-27	LS 桜川 1 発電所	茨城県桜川市	870	1.9	2019年12月2日
S-28	LS 桜川 4 発電所	茨城県筑西市	826	1.8	2019年12月2日
S-29	LS 千葉山武東・西発電所	千葉県山武市	2,290	5.0	2019年12月2日
S-30	LS 長崎諫早発電所	長崎県諫早市	575	1.2	2019年12月2日
S-31	LS 塩谷 2 発電所	栃木県塩谷郡塩谷町	4,797	10.4	2019年12月2日

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-32	LS 広島三原発電所	広島県三原市	4,500	9.8	2019年12月2日
ポートフォリオ合計			46,070	100.0	—

- (注1) 「価格」はLS 飯能美杉台発電所（以下「第8期取得資産」といいます。）を除く保有資産についてはその評価価値を、第8期取得資産についてはその取得価格を、取得予定資産についてはその取得予定価格を、それぞれ用いています。なお、第8期取得資産を除く保有資産の評価価値は、PwC サステナビリティ合同会社より取得した、2019年5月31日を価格時点とするバリュエーションレポートに記載の各発電所の評価価値のレンジの中から、本投資法人が規約第38条第2項第1号に従い算出した中間値を用いています。
- (注2) 「比率」は、各物件の価格が保有資産及び取得予定資産の価格の総額に占める割合を小数第2位を四捨五入して記載しています。したがって、各物件の比率の合計がポートフォリオ合計と一致しない場合があります。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本報道発表文は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。